

特別徴収義務者様

特別徴収のしおり

- 1 一括徴収のお願いについて
- 2 「異動届出書」の提出について
- 3 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 4 特別徴収切替届出（依頼）書

同封書類

- (1) 村民税・県民税 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- (2) 村民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）
- (3) 村県民税特別徴収納入書つづり

特別徴収についてのお問い合わせは

〒379-1298

群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地

昭和村役場 税務会計課

電話 0278 (24) 5 1 1 1

村県民税特別徴収の取扱い方について

地方税法、県税条例及び村税条例の規定により、給与所得者に対する村民税、県民税は特別徴収の方法によらなければならないことになっておりますので、新たに該当する事業所は勿論、今まで特別徴収をしていた事業所も、下記の取扱要領をよくご覧のうえ、ご協力をお願いします。

1 特別徴収について

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税者に代わって、その年税額を6月から翌年5月の12回に分けて、給与から差し引いて納めていただく方法です。

普通徴収の方法が、年税額を4回に分けて納税していただくの比べて、納税者にとっては比較的納税しやすい方法です。(法321の3)

2 特別徴収の指定について

特別徴収義務者として指定を受けますと法律の定めるところにより、個人の都合でこれを拒絶したり徴収をおこたることはできません。(法321の4)

3 納税の通知書の交付について

同封いたしました通知書をすぐ納税者に交付してください。(法321の4) 退職その他の事由によって交付不能の人がいましたら、異動届出書をつけてお返しください。

4 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額に誤りがあったり、減免等によって税額が変更されたときは「税額変更通知書」を送付しますから、変更通知書に指定してある月から変更後の月割額によって徴収してください。

なお、納税者の税額変更通知書はすぐ本人に交付してください。

(法321の6)

5 納入申告書について(退職、異動)

異動のあったとき、又は退職所得のあったときは、月割額の納入とともに翌月10日までに納入申告書に必要事項を記入のうえ提出してください。

退職所得については分離課税による所得割を納入してください。

(法50の5)(法328の5)

6 退職又は転勤等の場合の未納月割額

一般の場合

退職や転勤などによって特別徴収をしなくなった月割額は、普通徴収の方法によって納付していただくことになります。

特別の場合

(1) 本年6月1日から12月31日までの間に退職した納税者で本人より申出があった場合、納税者に支払われるべき給与又は退職手当等から残りの税額を特別徴収の方法により一括徴収して翌月10日までに納入してください。

(2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職等のあった場合は、5月31日までの残りの税額を一括徴収してください。

7 特別徴収の継続

4月2日以降において給与所得者である納税義務者の給与支払者が変わっても、納税義務者が希望し、新しい給与支払者を經由して、特

別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があったとき、継続して特別徴収をいたします。

8 徴収について

(1) 毎月給与支払の際月割額を徴収し、翌月10日までに納入書により納入してください。(法321の5)

(2) 納期限までに完納しないと納期限の翌日から延滞金を納入しなければなりませんからご注意ください。

特別徴収義務者が、納期限までに月割額を特別の理由がなく納入しなかった場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ税額に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%) の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。)) が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合) とします。) を乗じて計算した金額の延滞金を納入しなければなりません。延滞金は本税に1,000円未満の端数があるときは端数を切り捨てて計算します。

また、本税総額が2,000円未満の場合は不要です。

ただし、延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が切り捨てになります。

9 払込指定金融機関

納付場所

(昭和村指定金融機関・昭和村収納代理金融機関)

群馬銀行本支店

群馬銀行昭和村役場派出所

利根沼田農業協同組合本支店

利根郡信用金庫本支店

東和銀行本支店

北群馬信用金庫本支店

あかぎ信用組合本支店

ぐんまみらい信用組合本支店

中央労働金庫本支店

ゆうちょ銀行・郵便局 (東京都・山梨県及び関東各県所在の

各ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る))

10 その他

なお不明の点は税務会計課までお問い合わせください。

一括徴収のお願いについて

翌年1月1日から4月30日までの間に退職のあった場合は、5月分までの残りの税額を、一括徴収することが法律で義務づけられておりますが翌年1月1日以前の退職（特に退職後県外等遠方へ転出される者）についても、本人直接納付に切替わるため、納める際、又は事務手続上、支障をきたすことがありますので、一括徴収のご推進・ご指導をよろしくお願いいたします。

「異動届出書」の提出について

- ◎ 納税者に退職・転職等の異動があったときは、異動した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。
- ◎ この届出が遅れますと、村の事務処理が遅れるばかりでなく、納入された金額と村の台帳の金額が一致しないため、差額を生じ貴事業所の滞納額として残り督促状が発せられたり、滞納処分を受けたりして、たいへんご迷惑がかかることとなります。また、退職者も未徴収税額について一度に多くの税額を納めていただくことになり、負担が多くなったり、滞納にむすびついたりしますので、異動の発生したたびに提出されるよう、特にご注意をお願いします。

昭和村役場税務会計課

電話 0278 (24) 5111

特別徴収納入書記載例

数字記入上の注意

良い例	悪い例	
8	8	かすれないように濃く
6	6	つなぐべき線は確実につなぐ
0	0	余計なヒゲを出さないように
2	2	枠内に大きく
9	9	文字枠からはみ出さないように
100	100	続けない
4	4	4の頭はつなげないように

記入例

年	月	分	指 定 番 号								
X	X	0	6	0	0	0	2	5	4	7	3
104485			給与分 (一括徴収 分を含む)		23000						
納入すべき金額を右の納入金額(2)の欄に記入してください。			退職 所得分		60000						
納期限			延滞金								
令和XX年7月10日			額								
取りまとめ店			(2)		合計額						
〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター					623000						

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収の記入例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

昭和村長 殿		住所(居所) 又は所在地 〒379-1203 昭和村大字系井388	フリガナ グンマショウジ	氏名又は名称 群馬商事(株)	代表者の職氏名印 群馬 太郎	個人番号 又は法人番号 × × × × × × × × × × × × × × × ×
××年 8月 5日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者				
受給者番号(整理番号)	フリガナ	シヨウワ	イチロウ	異動年月日		
12	氏名	昭和 一郎 (旧姓)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
生年月日	昭和・平成 年 月 日			12,000 円	6 月から 9 月から 8 月まで 5 月まで 円 円	××・8・5
個人番号					3,000	9,000
1月1日現在の住所	昭和村大字系井1					
給与の支払を受けなくなった後の住所	同上					

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	1234		※市町村ごとに異なります		
宛名番号	1				
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	総務課			
	氏名	群馬 一子			
	電話	0278-57-0001 (内線)			
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額			
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休業 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須)	9 月分まで納入 (10月10日納期分)		1,245,000 円	
	3. 普通徴収理由			控除社会保険料額 75,000 円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	氏名	続柄
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	8・25	9,000 円	住所	
異動者印			電話	
		9,000 円		

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を
フリガナ			電話	月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称			(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名印				納入書 要・不要

※市町村記入欄

【提出先】 〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字系井388番地 昭和村役場 税務会計課

御注意
黒のボールペン又はブルーボールペンで記載してください。
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
3 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、「月一日現在の住所(課税地)」「個人番号」の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号				課・係	
				氏名	
				電話	(内線)
異 動 の 事 由				異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 3. 普通徴収 理由	控 除 社 会 保 険 料 額 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。				1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)	

昭和村長 殿		給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	住所(居所) 又は所在地	〒													
年 月 日提出			フリガナ														
			氏名又は名称														
			代表者の 職 氏 名 印	⑩													
		個人番号 又は法人番号															
給 与 所 得 者														(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏 名 (旧姓)											円	月から	月から		
生年月日	昭和・平成 年 月 日											円	月まで	月まで			
個人番号												円	円				
1月1日 現在の住所																	
給与の支払を受け なくなった後の住所																	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
		円	円
		円	円
異 動 者 印			

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	フリガナ		氏名	月割額	円を
氏名又は名称	代表者の職氏名印		電話	月分	から徴収し、納入します。
	⑩		(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	納入書 要・不要

※市町村記 入欄

【提出先】 〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地 昭和村役場 税務会計課

御注意
 黒のボールペン又はサインペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

年 月 日 提出 (宛先) 昭和村長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 — ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名印	Ⓜ											氏名		
		法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前 (旧)	※変更項目のみ記入してください。	変更後 (新)	※変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所在地 (送付先)	〒 —		〒 —	
フリガナ				
名称				
電話番号	— — (内線)		— — (内線)	
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 指定番号 <input type="text"/> ※市町村ごとに異なります
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号 <input type="text"/> ※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 —										
	フリガナ											
	名称											
	電話番号	— — (内線)										
	法人番号											
特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごと に異なります	

【提出先】 〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井 388 番地 昭和村役場 税務会計課

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

年 月 日 提出 (宛先) 昭和村長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります 新規の場合、納入書(要・不要)				
		フリガナ												担当者 連絡先	係			
		名称(氏名)											氏名		氏名			
		代表者の職氏名印	(印)												電話	— —		
法人番号																		
給与所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。					
	氏名												特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										届出理由		1. 入社 2. その他()				
	1月1日現在の住所	〒												月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。																

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒379-1298 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地 昭和村役場 税務会計課